

自己資本の充実の状況

1. 連結の範囲に関する事項

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当事項はありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

【連結】

(単位：百万円)

項 目		平成22年度中間期末	平成23年度中間期末
基本的項目 (Tier1)	資本金	48,652	48,652
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	29,140	29,140
	利益剰余金	246,420	252,759
	自己株式 (△)	787	169
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	1,727	2,175
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	為替換算調整勘定	△931	△1,117
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	7,980	9,164
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	—	290
	計 (A)	328,747	335,963
	補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額		32,616	23,000
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		10,672	10,671
一般貸倒引当金		1,166	984
適格引当金が期待損失額を上回る額		1,730	—
負債性資本調達手段等		3,000	—
うち永久劣後債務 (注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)		3,000	—
計 (B)	49,185	34,656	
控除項目 (注4) (C)	1,113	1,403	
自己資本額 (A+B-C)	376,819	369,215	

- (注) 1. 自己資本比率告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 自己資本比率告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払いの義務の延期が認められるものであること。
3. 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであります。

【単体】

(単位：百万円)

項 目		平成22年度中間期末	平成23年度中間期末
基本的項目 (Tier1)	資本金	48,652	48,652
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	29,114	29,114
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	43,548	43,548
	その他利益剰余金	197,886	203,966
	その他	—	—
	自己株式 (△)	787	169
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	1,727	2,175
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	805	2,052
	計 (A)	315,880	320,884
	補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		—	—
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額		32,633	23,016
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		10,672	10,671
一般貸倒引当金		99	108
適格引当金が期待損失額を上回る額		—	—
負債性資本調達手段等		3,000	—
うち永久劣後債務 (注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)		3,000	—
計	46,404	33,796	
うち自己資本への算入額 (B)	46,404	33,796	
控除項目 (C)	826	2,072	
自己資本額 (A+B-C)	361,458	352,608	

(注) 1. 自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 自己資本比率告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払いの義務の延期が認められるものであること。

3. 自己資本比率告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 自己資本比率告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであります。